

# 訪問看護だいにち

## 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）運営規程

### （目的）

第 1 条 訪問看護だいにち（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、主治医が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の必要性を認めた場合には、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

### （指定訪問看護等の運営の方針）

第 2 条 [指定訪問看護]においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。[指定介護予防訪問看護]においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

8 前 7 項のほか、「新潟県指定居宅サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 27 年新潟県条例第 22 号）、「新潟県指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 27 年新潟県条例第 19 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第 3 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 2 事業所の名称  | 訪問看護だいにち           |
| 3 事業所の所在地 | 新潟県上越市大字大日 34 番地 5 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

2 管理者(看護師または保健師 常勤職員) 1人

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

3 看護師等(保健師、看護師、准看護師) 常勤換算で2.5人以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たる。

4 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び訪問看護計画書によるものとする。

5 事務職員 1人

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

2 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日及び、会社の定める休日を除く)

3 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

4 ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取り、必要により、サービスの提供に応じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、上越市、妙高市とする。

(指定訪問看護等の内容)

第 7 条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

2 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(サービス内容の例)

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

3 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう務める。療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導または説明を行う。

4 訪問看護計画書・報告書（介護予防訪問看護計画書・報告書）の作成は、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が実施した内容も一体的に含めて記載する。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

3 利用者の申し出により1時間30分を超える指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した場合の利用料は次のとおりとする。※長時間加算を算定する場合は徴収できないものである。

（1）延長利用料（30分ごとに） 3,600円とする。

4 前3項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

（感染症の予防・衛生管理等）

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置

等を活用して行なうことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的

に実施する。

（緊急時・事故発生時における対応方法）

第10条 従業員は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害時の対応)

第11条 地震・風雪水害などの自然発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があるとする。その場合は事業所から連絡をする。

(苦情に対する措置)

第12条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、その窓口を設置し必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所が身体拘束をやむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録する。

(1) 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い。

(2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限に代わる対応方法がない。

(3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業者は社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図る為、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に訪問看護が実施できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

2 研修は次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施

(2) 現任研修 年1回以上実施

3 従業者は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者に身分証を携行させ利用者又は家族から求められた時は、これを提示するものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

## 附 則

この規定は、平成	13年	9月	1日から施行する。
この規定は、平成	15年	5月	1日から施行する。
この規定は、平成	15年	7月	1日から施行する。
この規定は、平成	16年	7月	1日から施行する。
この規定は、平成	17年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	19年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	20年	6月	1日から施行する。
この規定は、平成	24年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	25年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	26年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	27年	4月	1日から施行する。
この規定は、平成	29年	7月	10日から施行する。
この規定は、平成	30年	4月	1日から施行する。
この規定は、令和	6年	4月	1日から施行する。